

田名毅副会長

- 10月 2 日 ○中華民国 112 年双十国慶節祝賀レセプション
- 10月 3 日 ○県立中部病院将来構想検討に関する中間報告
○理事会
- 10月 5 日 ○第 2 回医師会組織強化検討委員会
- 10月 10 日 ○宮崎政久厚生労働副大臣の表敬訪問受ける
○理事会
- 10月 12 日 ○新型コロナ入院医療機関役割分担シミュレーション研修関係者会議
- 10月 14 日 ○九州医師会連合会第 1 回各種協議会
- 九州医師会連合会第 1 回各種報告会
- 九州医師会連合会 懇親会
- 10月 17 日 ○理事会
- 10月 19 日 ○沖縄県公立学校教職員メンタルヘルス対策検討会議
- 10月 20 日 ○なごみ会幹事会
○なごみ会懇親会
- 10月 24 日 ○理事会
- 10月 25 日 ○琉大新任教授記念講演会・懇親会
- 10月 29 日 ○沖縄県総合防災訓練

お知らせ

沖縄県医師会会費減免制度について(ご案内)

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出 産・育 児	卒 後 5 年 間	高 齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された(これから出産予定の)女性会員で、出産・育児休業取得者(日医は休業取得・未取得は問わない)	すべての会員	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例：平成29年4月1日に出産した場合→平成30年度が減免	医学部卒業後の5年間(年度単位)	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】 沖縄県医師会 経理課 TEL：098-888-0087